

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寒川町は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

寒川町長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童については児童扶養手当を支給し、精神又は身体に障害を有する児童については特別児童扶養手当を支給する事務を実施する。</p> <p>寒川町は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【児童扶養手当】</p> <ul style="list-style-type: none">①児童扶養手当受給資格の確認②児童扶養手当認定請求書、転入届、額改定(増額)請求書の受付③児童扶養手当所得状況変更届の受付④児童扶養手当支給停止関係発生、消滅、変更届の受付⑤児童扶養手当現況届の受付⑥公金受取口座情報を利用した給付等に関する事務 <p>【特別児童扶養手当】</p> <ul style="list-style-type: none">①特別児童扶養手当受給資格の確認②特別児童扶養手当認定請求書、転入届、額改定(増額)請求書の受付③特別児童扶養手当所得状況変更届の受付④特別児童扶養手当支給停止関係発生、消滅、変更届の受付⑤特別児童扶養手当所得状況届の受付⑥公金受取口座情報を利用した給付等に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・児童扶養手当台帳(紙ファイル)・団体内統合宛名システム・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム・統合宛名管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

- ・児童扶養手当関係ファイル
- ・団体内統合宛名関係ファイル
- ・住登外者宛名番号管理関係ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条(利用範囲) <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「都道府県知事等」の項のうち、下欄(法定事務)に「児童扶養手当法」が含まれる項(56の項) 上欄(個人番号利用事務実施者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち、下欄(法定事務)に「特別児童扶養手当の支給に関する法律による特別児童手当の支給」が含まれる項(66の項)・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条 第37条・寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条 <p><事務の委任に関する根拠> 児童扶養手当法第33条 児童扶養手当法施行令第10条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第38条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第13条</p>
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 実施する</div> <div style="text-align: right;">2) 実施しない</div> <div style="text-align: right;">3) 未定</div> [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法」が含まれる項(81の項) ・第一欄(情報照会者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「特別児童扶養手当の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給」が含まれる項(91の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①特定個人情報の入手に関する対策・・・個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。／宛名番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。／複数職員によるチェックや入力結果確認用リストを用いた事後チェックで誤入力を防止している。 ②必要な情報以外を入手することを防止する対策・・・データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止している。／複数人によるチェックを実施している。 ③不正な使用を防止する対策・・・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。／住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。／庁内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。 ④特定個人情報の使用に関する対策・・・個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制御を行っている。／庁内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要な情報にはアクセスできないようにしている。／アクセス権限の設定により、許可された者以外は個人番号がマスクされた状態で表示している。 ⑤ユーザ認証の管理・・・二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。／不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。／共用IDの発行を禁止し、個人番号を表示しないことで不正使用のリスクを軽減している。	
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	■寒川町における措置 ①物理的安全管理措置・・・施錠できるキャビネットに保管／のぞき見防止の配置 ②技術的安全管理措置・・・ウイルス対策ソフトウェアの導入／外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	IV リスク対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月28日	1-5②所属長の役職名	子育て支援課長 宮崎 彰夫	子育て支援課長	事後	
令和2年2月14日	5年経過前の評価の再実施				
令和2年2月14日	II-1 対象人数	平成30年1月4日時点	令和2年2月1日時点		
令和2年2月14日	II-2 取得者数	平成30年1月4日時点	令和2年2月1日時点		
令和3年5月10日	I-7 請求先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	事後	
令和3年5月10日	I-8 連絡先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-1②事務の概要	<p>父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>寒川町は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①認定請求書、転入届、額改定(増額)請求書の受付 ②現況届の受付 ③支給要件の確認</p>	<p>父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童については児童扶養手当を支給し、精神又は身体に障害を有する児童については特別児童扶養手当を支給する事務を実施する。</p> <p>寒川町は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【児童扶養手当】 ①児童扶養手当受給資格の確認 ②児童扶養手当認定請求書、転入届、額改定(増額)請求書の受付 ③児童扶養手当所得状況変更届の受付 ④児童扶養手当支給停止関係発生、消滅、変更届の受付 ⑤児童扶養手当現況届の受付 ⑥公金受取口座情報を利用した給付等に関する事務</p> <p>【特別児童扶養手当】 ①特別児童扶養手当受給資格の確認 ②特別児童扶養手当認定請求書、転入届、額改定(増額)請求書の受付 ③特別児童扶養手当所得状況変更届の受付 ④特別児童扶養手当支給停止関係発生、消滅、変更届の受付 ⑤特別児童扶養手当所得状況届の受付 ⑥公金受取口座情報を利用した給付等に関する事務</p>	事後	
令和7年9月30日	I-1③システムの名称	児童扶養手当台帳(紙ファイル) 統合宛名システム 中間サーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当台帳(紙ファイル) ・団体内統合宛名システム ・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム ・統合宛名管理システム 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-2 特定個人情報ファイル名	受給者台帳情報ファイル	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル ・住登外者宛名番号管理関係ファイル 	事後	
令和7年9月30日	I-3 法令上の根拠	<p>番号利用法別表第一 37の項</p> <p>番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲) <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「都道府県知事等」の項のうち、下欄(法定事務)に「児童扶養手当法」が含まれる項(56の項) 上欄(個人番号利用事務実施者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち、下欄(法定事務)に「特別児童扶養手当の支給に関する法律による特別児童手当の支給」が含まれる項(66の項) ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条 第37条 ・寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条 <事務の委任に関する根拠> 児童扶養手当法第33条 児童扶養手当法施行令第10条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第38条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第13条 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-4 ②法令上の根拠	<p>○情報照会に係る根拠 番号利用法別表第二 57の項</p> <p>番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第31条</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p><利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠></p> <p>・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法」が含まれる項(81の項)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「特別児童扶養手当の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給」が含まれる項(91の項)</p>	事後	
令和7年9月30日	II-1 対象人数	令和2年2月1日時点	令和7年9月30日時点	事後	
令和7年9月30日	II-2 取扱者数	令和2年2月1日時点	令和7年9月30日時点	事後	
令和7年9月30日	IV-8 人手を介在させる作業	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和7年9月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	